

佐久市移住促進住宅取得費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、本市へ移住する者の住宅の新築又は購入に要する経費その他移住に伴い発生する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則（平成17年佐久市規則第40号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 佐久広域市町村 佐久広域連合を組織する市町村をいう。
- (2) 住宅 独立して居住できる居室を有する建物で、台所、便所及び浴室の設備を有するものをいう。
- (3) 新築住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日（建築確認検査済証の発行年月日をいう。以下同じ。）から1年以内のもの（居住されたことがあるものを除く。）をいう。
- (4) 中古住宅 新たに自己が居住する目的で取得する住宅で、完成の日から1年を経過し、又は居住されたことがあるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成29年4月1日以降に本市に転入し、本市の住民基本台帳に記録された者で、その転入の日から起算して過去5年以内に佐久広域市町村の住民基本台帳に記録されたことのないもの
- (2) 平成29年4月1日以降に住宅の新築又は住宅の購入（1親等の親族からの購入を除く。）の契約（市内に事務所を有する法人又は個人事業者との契約に限る。ただし、その契約の対象が中古住宅の購入の場合は、当該中古住宅所有者個人との契約を含む。）を締結した者で、前住所地の市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）に滞納がないもの
- (3) 新築し、又は購入した住宅に5年を超えて居住しようとする者

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は次の各号に掲げる経費とし、補助金の額（以下「補助額」という。）は当該各号に定める額とする。

- (1) 住宅の新築に係る経費又は新築住宅の購入経費（土地代金を除く。）
補助対象経費の2分の1以内の額（限度額40万円）
- (2) 中古住宅の購入経費（土地代金を含む。） 補助対象経費の2分の1以内の額（限度額20万円）
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める額を加算した額を補助額とする。
 - (1) 補助対象者が中学生以下の扶養する子と同居する者の場合 当該子1人につき10万円
 - (2) 前項第2号に規定する中古住宅が佐久市空き家情報登録制度「空き家バンク」の登録住宅の場合 20万円
- 3 前2項に規定するもののほか、第1項第2号に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象者が当該中古住宅を購入後、当該中古住宅の改修（当該中古住宅の購入に係る契約日から1年以内に改修を完了するものに限る。）を行うときには、当該改修に係る経費を補助対象経費とする。この場合において、補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額（10万円を限度とする。）とする。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いたものを補助対象経費とする。
 - (1) 国、県又は市の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
 - (2) その他市長が補助対象経費として適当でないと認める経費
- 5 前各項に規定するもののほか、第1項に規定する補助金の交付決定を受けた補助対象者又はその世帯員が、通勤のために新幹線通勤定期券を東日本旅客鉄道株式会社佐久平駅において購入したときは、本市の住民基本台帳に記録された日の属する月から36か月間に限り、当該定期券購入経費から、その者の新幹線通勤手当相当額を控除した額を補助対象経費とする。この場合において、補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1か月当たり2万5,000円を限度とする。）とする。
- 6 前各項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

7 補助金は、第5項に規定するものを除き、同一の世帯に対して1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項に規定する補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、佐久市移住促進住宅取得費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住民票又は戸籍の附票の写しで、本市への転入の日から5年前までの住所地が証明できるもの
- (2) 前住所地の市町村民税の納税証明書
- (3) 誓約書兼同意書(様式第2号)
- (4) 住宅の新築又は購入の契約書の写し
- (5) 補助対象住宅の案内図
- (6) その他市長が特に必要と認める書類

2 前条第3項に規定する住宅改修費に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、佐久市移住促進住宅改修費補助金交付申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住宅改修工事に係る見積書の写し
- (2) 補助対象住宅の案内図及び平面図(住宅改修予定箇所を明記したもの)
- (3) 住宅改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

3 前条第5項に規定する新幹線通勤定期券購入経費に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、購入した新幹線通勤定期券の有効期間の満了した日の属する年度の3月31日までに佐久市移住促進新幹線通勤定期券購入費補助金交付申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 新幹線通勤定期券の写し
- (2) 新幹線通勤定期券の購入に係る領収書の写し
- (3) 勤務先の企業等から支払を受けた通勤手当の額を証明できる書類
- (4) その他市長が特に必要と認める書類

(補助事業の変更又は中止等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、

佐久市移住促進住宅取得費等補助事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告書）

第7条 補助事業者は、第4条第1項に規定する補助事業が完了したときは、佐久市移住促進住宅取得費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- （1）世帯全員の住民票の写し
- （2）建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- （3）住宅の新築又は購入に係る領収書の写し
- （4）新築し、又は購入した住宅の全景が分かる写真
- （5）その他市長が特に必要と認める書類

2 補助事業者は、第4条第3項に規定する補助事業が完了したときは、佐久市移住促進住宅改修費補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）住宅改修工事に係る工事代金の領収書の写し
- （2）住宅改修工事に係る精算見積書の写し
- （3）建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- （4）補助対象住宅の平面図（住宅改修箇所を明記したもの）
- （5）工事箇所の写真（第5条第2項第3号の写真と同じ箇所を撮影したもの）
- （6）その他市長が特に必要と認める書類

3 第4条第5項に規定する補助事業については、第5条第3項に規定する添付書類の提出をもって、規則第12条に規定する実績報告書の提出があったものとみなす。

4 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、第5条第3項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、佐久市移住促進新幹線通勤定期券購入費補助金交

付決定・確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、佐久市移住促進住宅取得費等補助金請求書（様式第9号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の返還等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1）補助事業により新築し、又は購入した住宅を当該補助金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき。
 - （2）補助事業により新築し、又は購入した住宅から補助事業者及びその世帯員（平成29年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された者に限る。）の全部が補助金の交付を受けた日から5年以内に転居したとき。
 - （3）前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の返還を相当と認めたとき。
- （その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

3 次に掲げる補助金については、この要綱の失効後も、なお従前の例による。

- （1）この要綱の失効前に交付決定を受けた第4条第1項に規定する補助金（同条第2項の規定が適用されるものを含む。）
- （2）この要綱の失効前に第4条第1項第2号に規定する補助金の交付決定を受けた者に係る同条第3項に規定する住宅改修費に対する補助金
- （3）この要綱の失効前に第4条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者に係る同条第5項に規定する新幹線通勤定期券購入費に対する補助金

様式第1号（第5条関係）

佐久市移住促進住宅取得費補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所

氏 名

⑩

電話番号

佐久市移住促進住宅取得費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円（1,000円未満切捨て）

2 住宅取得の区分 新築・購入（いずれかに○印）

3 市内業者の区分 該当・非該当（いずれかに○印）

4 契約年月日 年 月 日

5 新築工事完了予定年月日 年 月 日

6 補助金の種類（該当する項目に○印を記入）

新築又は新築住宅の購入	申請者が中学生以下の扶養する 子と同居する者
中古住宅の購入	空き家バンク登録住宅の購入

7 転入予定年月日 年 月 日

8 転入予定者

氏名	続柄	年齢	職業	備考
	本人			

9 添付書類

- 申請者の住民票又は戸籍の附票の写し（本市への転入の日から5年前までの住所
地が証明できるもの）
- 前住所地の市町村民税納税証明書
- 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 住宅の新築又は購入の契約書の写し
- 補助対象住宅の案内図
- その他市長が特に必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（誓約及び同意先）佐久市長

住 所

氏 名

㊞

誓 約 書 兼 同 意 書

佐久市移住促進住宅取得費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

- 1 佐久市移住促進住宅取得費補助金により新築し、又は購入した対象住宅を、本補助金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しません。
- 2 佐久市移住促進住宅取得費補助金により新築し、又は購入した対象住宅から、申請者及びその世帯員（平成29年4月1日以降に佐久市の住民基本台帳に記録された者に限る。）の全部が、本補助金の交付を受けた日から5年以内に転居しません。
- 3 上記の誓約事項に違反し、又は事実と相違することがあったときは、佐久市の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、担当職員が固定資産税課税台帳及び住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。

様式第3号（第5条関係）

佐久市移住促進住宅改修費補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所

氏 名

印

電話番号

佐久市移住促進住宅改修費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

住宅の所在地	佐久市	
中古住宅の購入 契約年月日	年 月 日	
転入年月日	年 月 日	
改修工事の概要		
他の補助等の活 用の有無	1 無し 2 有り ()	
予定工事費 (消費税等相当 額を含む。)	総工事費・・・①	円
	①のうち補助対象経費・・・②	円
	②のうち補助申請額（千円未満切捨て）	円
	①のうち他の事業により補助を受ける対象 経費・・・③	円
	③の内補助申請額	円
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日	
工事の発注先	名称	
	住所	佐久市
	電話	
備考		

添付書類

- 住宅改修工事に係る見積書の写し
- 補助対象住宅の案内図及び平面図（住宅改修予定箇所を明記したもの）
- 住宅改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- その他市長が特に必要と認める書類

様式第4号（第5条関係）

佐久市移住促進新幹線通勤定期券購入費補助金交付申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

〒 ー
住 所
氏 名 ⑩
電話番号 ー ー

佐久市移住促進新幹線通勤定期券購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 転入年月日 年 月 日
2 住宅取得費補助金交付決定年月日 年 月 日
3 補助対象者

氏 名	続柄	年齢	勤務先所在地

4 申請に係る新幹線通勤定期券

利用区間	発行年月日	有効期間及び通用期間
佐久平駅から 駅まで	年 月 日	か月（ 年 月 日～ 年 月 日）
	年 月 日	か月（ 年 月 日～ 年 月 日）

5 交付申請額

通勤定期券購入額	新幹線通勤定期代金	新幹線通勤手当支給額
円①	円②	円③
自己負担額	自己負担額の2分の1の額	補助金交付申請額
円④	円⑤	円⑥

- ※ ①は領収書から転記すること。 ②は新幹線利用区間の通勤定期代金を記入すること。
③は勤務先の新幹線通勤手当支給額を記入すること。 ④は②－③の金額を記入すること。
⑥は⑤から1,000円未満を切り捨てた額（月額25,000円を限度とする。）を記入すること。

6 勤務先の給与事務担当者の確認

私は、上記3及び5の記載事項に誤りがないことを確認します。	
勤務先名称	部署名
電話番号	担当者氏名 ⑩

※ 通勤手当の算出方法を別紙に記入し提出してください。

7 添付書類

- 新幹線通勤定期券の写し
 新幹線通勤定期券の領収書（佐久平駅発行のものに限る。）の写し
 通勤手当の支給の有無及び手当の額を証明できるもの（勤務先の証明書等）
 その他市長が特に必要と認める書類

様式第5号（第6条関係）

佐久市移住促進住宅取得費等補助事業変更・中止承認申請書

年 月 日

（申請先）佐久市長

住 所

氏 名

印

電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた
年度佐久市移住促進住宅取得費補助・住宅改修費補助事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので承認申請します。

記

1 変更・中止の内容

（1）補助金の種類（該当する項目に○印を記入。ただし、住宅改修費補助金は申請用紙を分けること。）

	変更前	変更後
新築・新築住宅の購入	円	円
中古住宅の購入	円	円
申請者が中学生以下の扶養する子と同居	円	円
空き家バンクの登録住宅	円	円
中古住宅の改修	円	円
補助金交付決定額・申請額	円	円

2 変更の理由

様式第6号（第7条関係）

佐久市移住促進住宅取得費補助金実績報告書

年 月 日

（報告先）佐久市長

住 所

氏 名

⑩

電話番号

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった
年度佐久市移住促進住宅取得費補助事業を下記のとおり実施しました。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 佐久市転入年月日 年 月 日

3 事業費の内訳

総事業費 _____ 円 市補助金額 _____ 円

他の補助金及び公的融資額 _____ 円

4 添付書類

- 世帯全員の住民票の写し
- 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- 住宅の新築・購入費の領収書の写し
- 住宅の全景が分かる写真
- その他市長が特に必要と認める書類

様式第7号（第7条関係）

佐久市移住促進住宅改修費補助金実績報告書

年 月 日

（報告先）佐久市長

住 所

氏 名

⑩

電話番号

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあった
年度佐久市移住促進住宅改修費補助事業を下記のとおり実施しました。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 事業費の内訳

総事業費 _____ 円 市補助金額 _____ 円
他の補助金及び公的融資額 _____ 円

3 添付書類

- 住宅改修工事代金の領収書の写し
- 住宅改修工事の精算見積書の写し
- 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- 補助対象住宅の平面図（住宅改修箇所を明記したもの）
- 工事箇所の写真（交付申請時に提出した写真と同じ箇所を撮影したもの）
- その他市長が特に必要と認める書類

様式第8号(第8条関係)

第 号

年 月 日

様

佐久市長 印

佐久市移住促進新幹線通勤定期券購入費補助金交付決定・確定通知書

年 月 日付で提出がありました佐久市移住促進新幹線通勤定期券購入費補助金について、下記のとおり交付の決定・確定をしたので、通知します。

記

- 1 交付決定・確定額 _____ 円
- 2 交付の時期 請求書（様式第9号）提出後
- 3 その他 補助金交付申請書のとおり

(備考)

領収書等の関係書類は、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は保管しなければならない。

様式第9号（第8条関係）

佐久市移住促進住宅取得費等補助金請求書

年 月 日

（請求先）佐久市長

住 所

氏 名

⑨

電話番号

年 月 日付

第 号で確定通知のあった

平成 年度佐久市移住促進住宅取得費補助金・住宅改修費補助金・新幹線通勤定期券購入費補助金を下記のとおり請求します。

記

1 確定額 円

2 請求額 円

3 補助金の振込先

振込先	金融機関名及び支店名	銀行・金庫 組合・農協	支店 支所・出張所
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

※口座名義人は、申請人と同一人となるようにしてください。